

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

【横芝光町の健全化判断比率】

令和元年度横芝光町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれも早期健全化基準を下回りました。

指 標	横芝光町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.24%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	19.24%	30.00%
③実質公債費比率	6.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	10.7%	350.0%	—

※①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—(該当なし)」で表示しています。

【横芝光町の会計別資金不足比率】

令和元年度決算における各公営企業の「資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業がないため該当ありません。

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
東陽食肉センター特別会計	—	20.0%

※資金不足とならなかった会計は「—(該当なし)」で表示しています。

用語解説

■実質赤字比率

一般会計等の実質収支の合計が赤字となった場合、標準財政規模(当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する赤字額の割合です。

※実質収支が黒字の場合には算定されません。

■連結実質赤字比率

一般会計等及び特別会計の実質収支(公営企業会計においては資金剰余額・不足額)の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合です。

※連結実質収支が黒字の場合は算定されません。

■実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。
(3か年平均)

※一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども含まれます。

■将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。

■資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合です。

※資金不足額が生じない場合には算定されません。

■早期健全化基準

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事への報告が義務付けられます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

■財政再生基準

再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率)のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が義務付けられます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

なお、財政再生計画は総務大臣に協議し、その同意を求めることができるとされていますが、財政再生計画について総務大臣の同意を得ていなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債ができません。

■経営健全化基準

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業について、経営健全化計画を定めなければなりません。

《健全化判断比率等の対象範囲》

一般会計等	一般会計		実質赤字比率 	連 結 実 質 赤 字 比 率 	実 質 公 債 費 比 率 	将 来 負 担 比 率
公営事業会計	国民健康保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
	介護保険特別会計					
公営企業会計	法適用企業	病院事業会計				資 金 不 足 比 率
	法非適用企業	農業集落排水事業特別会計				
		東陽食肉センター特別会計				
一部事務組合						
地方公社・第三セクター等 ※該当なし						